

定期監査結果報告書

1. 監査の概要

- (1) 監査対象部 保健福祉部
- (2) 監査実施期間 平成23年10月8日～平成24年1月27日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 平成23年度、平成23年4月1日から平成23年9月30日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

2. 監査の結果

監査対象部局の平成23年度における監査実施日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正であることを認めた。

(1) 各課の監査項目及び着眼点

【社会福祉課】

(歳出)

監査項目 災害見舞金

着眼点 支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。
支出負担行為の時期は適正か。

(歳出)

監査項目 生活保護システムプログラム更新等委託料

着眼点 委託の内容は適切か。
委託料の支出は適正に行われているか。

【高齢介護・障害福祉課】

(歳出)

監査項目 緊急通報システム運営委託料

着眼点 委託の内容は適切か。
委託料の支出は適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 非常勤嘱託員報酬

着眼点 支出金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。
金額積算の根拠となる日数、時間数等は、関係記録と合致しているか。

【子育て支援課】

(歳入)

監査項目 児童扶養手当給付費負担金

着眼点 調定額の算定は適正か。また計算に誤りはないか。
調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目 児童扶養手当扶助費

着眼点 支出負担行為は適正に行われているか。
支給金額の算定、方法、時期、手続等は適正か。

【健康保険課】

(歳出)

監査項目 ジェネリック医薬品差額通知書作成委託料

着眼点 委託の内容は適切か。
委託料の支出は適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 葬祭費

着眼点 補助金等の交付時期は妥当であるか
補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおりに履行されているか。

【保健医療課】

(歳出)

監査項目 子宮頸がん予防ワクチン接種委託料

着眼点 委託の内容は適切か。
委託料の支出は適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 スマートウエルネスシティ事業負担金

着眼点 負担金の算出は合理的な基準により行われているか。
負担金の支出手続きは適正に行われているか。

(2) 各課の監査結果

【社会福祉課】

(歳出)

監査項目 災害見舞金

予算額	支出済額 (9 月末現在)
150,000 円	150,000 円

着 眼 点 支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。
支出負担行為の時期は適正か。

本事業は、火災等による災害（高石市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により災害弔慰金及び災害障害見舞金を受けた場合を除く）により死亡した市民の遺族又は被害を受けた市民に対し、死亡弔慰金又は災害見舞金の支給を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とした事業である。

支給の対象及び金額については、高石市災害見舞金等支給要綱に基づき、以下のとおり規定されている。

支 給 金	支給対象となる災害等	金 額
死亡弔慰金	災害により死亡した場合	死亡者一人につき 100,000 円
災害見舞金	災害により負傷した場合又は災害により住家が全壊・全焼・半壊・半焼・床上浸水等により一時的に居住することができない状態となった場合	負傷者一人につき 30,000 円
		全焼・全壊等 50,000 円
		半焼・半壊等 30,000 円
		床上浸水等 20,000 円

過去 4 年間の支給金額については以下のとおりとなっており、支出負担行為の時期については適正であり、一連の事務について決裁行為書、負担行為書等関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

年度	申請日	支出負担行為日	内 容	支出額
20 年度	平成 21 年 1 月 29 日	平成 21 年 1 月 29 日	死亡弔慰金及び災害見舞金(全焼)	150,000 円
21 年度	平成 21 年 8 月 26 日	平成 21 年 8 月 27 日	災害見舞金(半焼)	30,000 円
	平成 21 年 9 月 15 日	平成 21 年 9 月 16 日	災害見舞金(全焼)	50,000 円
	平成 21 年 9 月 16 日	平成 21 年 9 月 16 日	災害見舞金 2 件(水損)	40,000 円
	平成 22 年 1 月 15 日	平成 22 年 1 月 19 日	災害見舞金 3 件(全焼 1 件・水損 2 件)	90,000 円
22 年度				0 円
23 年度	平成 23 年 4 月 14 日	平成 23 年 4 月 14 日	死亡弔慰金及び災害見舞金(全焼)	150,000 円

(歳出)

監査項目 生活保護システムプログラム更新等委託料

予算額	支出済額(9月末現在)
1,563,000 円	620,865 円

着眼点 委託の内容は適切か。
委託料の支出は適正に行われているか。

本業務は、年々増大かつ複雑化する生活保護事務に対応するため、また、毎年実施される生活保護法にかかる基準改定等に円滑に対応するため、平成18年3月に導入した生活保護システムにかかるプログラム更新等に関する業務である。

委託内容としては、生活保護受給者における扶助費等の算定及びレセプト並びに介護券等の発行のために日常業務として利用する生活保護システム端末のソフトウェアの更新、定例的に行われる生活保護にかかる国への報告様式として用いられる福祉行政報告例の対応、法改正等に伴い変更される生活基準表の提供、ハードウェアの保守等である。契約内容等については、下記のとおりとなっている。

契 約 日 平成23年4月1日
契 約 業 者 株式会社 日立情報システムズ
契 約 方 法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約
契 約 金 額 1,490,076 円
契 約 保 証 金 高石市契約規則第46条第3号により免除
契 約 期 間 平成23年4月1日より平成24年3月31日まで
支 払 日 請求書を受理した日から30日以内

本業務委託料にかかる支出手続等については以下のとおりで、決裁行為書、契約書、仕様書等関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

請求月日	命令書起票日	支払日	支 払 額
5月20日	5月20日	6月3日	各月124,173 円
6月16日	6月16日	6月23日	
7月21日	7月21日	8月3日	
8月19日	8月19日	9月2日	
9月15日	9月15日	9月22日	

【高齢介護・障害福祉課】

(歳出)

監査項目 緊急通報システム運営委託料

予算額	支出済額(9月末現在)
4,068,000 円	1,247,900 円

着眼点 委託の内容は適切か。
委託料の支出は適正に行われているか。

緊急通報システムは、本市内に居住するひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を給付することによって、急病や事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、高石市高齢者等緊急通報装置給付事業実施要綱を定め、平成9年7月から稼働している。また、平成16年4月からは、119番回線を利用して、地図情報等と共に堺市高石市消防組合(平成20年10月より堺市消防局)で一元管理する体制となっている。本市については、堺市と連携して本事業を実施していることにより、このシステムの運営については、下記業者と随意契約している。委託内容としては、機器の設置、及び保守管理等となっており、また既存機器(平成16年3月までに設置分)については、耐用年数を過ぎたものから、順次、新機器に取り替えも行っている。

なお、新規に装置の給付を受ける利用者は、生計中心者の前年の所得税額により下表の費用を負担することとなっており、その負担分は一旦、業者に支払いし、業者は利用者から納入のあった負担分を請求金額から差し引いて市に請求している。

階層区分	前年の所得税額	利用者負担額
A	生活保護世帯	0 円
B	非課税世帯	0 円
C	10,000 円以下	8,100 円
D	10,001 円から 30,000 円	14,200 円
E	30,001 円から 80,000 円	21,400 円
F	80,001 円から 140,000 円	26,200 円
G	140,001 円以上	50,400 円

契約の内容及び4月から9月までの保守件数、請求金額等については、下記のとおりとなっている。なお、決済行為及び支出関係書類等を監査した結果いずれも適正に処理されていた。

契 約 日 平成23年4月1日

契約業者 大阪ガスセキュリティサービス㈱
 契約方法 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約
 契約金額 1 台 1 ヶ月につき
 既存機器分（平成 16 年 3 月までに設置分） 850 円
 新機器分（平成 16 年 4 月以降に設置分） 1,100 円
 契約保証金 高石市契約規則第 46 条第 3 号により免除
 契約期間 平成 23 年 4 月 1 日より平成 24 年 3 月 31 日まで
 支払日 請求書を受理した日から 30 日以内

（単位：件、円）

	既存機器		新機器		利用者負担分 (C)	請求金額 (A+B-C)	請求日	支払日
	件数	金額(A)	件数	金額(B)				
4 月分	139	118,150	186	204,600	26,200	296,550	5/10	5/23
5 月分	136	115,600	185	203,500	0	319,100	6/ 9	6/23
6 月分	134	113,900	185	203,500	0	317,400	7/ 8	8/ 3
7 月分	131	111,350	185	203,500	0	314,850	8/10	8/23

（歳出）

監査項目 非常勤嘱託員報酬

職 名	予算額	支出済額（9 月末現在）
精神保健福祉相談員、 手話通訳者	5,211,000 円	2,336,280 円
介護支援専門員	2,819,000 円	1,409,400 円
介護支援専門員	2,723,000 円	1,361,400 円

着眼点 支出金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。
 金額積算の根拠となる日数、時間数等は、関係記録と合致しているか。

高齢介護・障害福祉課において、障害者福祉係に精神保健福祉相談員 1 名、手話通訳者 1 名、介護認定給付係に介護支援専門員 2 名を非常勤嘱託員として雇用している。雇用の目的等はそれぞれ以下のとおりとなっている。

精神保健福祉相談員は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 48 条により、精神障害者及びその家族等に福祉に関する相談に応じ、並びに訪問して必要な指導を行うため置くことができるとされており、本市においても設置している。

手話通訳者は、障害者自立支援法第 77 条の規定により、市町村は地域生活支援事業を行

うこととなっており、その一つにコミュニケーション支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある者に対し、手話通訳者の派遣等を行うため設置している。

介護支援専門員については、介護保険法第 27 条により、新規の要介護認定申請の場合は、市職員が認定調査業務を実施することと規定されており、年々要介護認定申請が増加してきていることもあり、介護の専門知識をもった介護支援専門員を雇用している。また、介護給付の適正化を図るため、高石市介護給付適正化計画を策定しており、その実施計画書に基づき、ケアプランの点検業務にも従事している。

それぞれの報酬月額については、非常勤職員等の給与等に関する条例 4 条（別表第 2）に基づき支給されており、下記のとおりとなっている。また、金額積算の根拠となる日数、時間数等は、1 週当たり 4 日、午前 9 時から午後 4 時 45 分（休憩 45 分含み、障害者福祉係の 1 名については、午前 9 時 45 分から午後 5 時 30 分）合計 28 時間で、出勤簿等の記録と合致している。なお、支出関係書類等を監査した結果、手続きは適正に処理されていた。

職 名	号 級	報 酬 月 額
精神保健福祉相談員	4 号級	() 178,500 円
手話通訳者	4 号級	198,800 円
介護支援専門員	11 号級	226,900 円
介護支援専門員	13 号級	234,900 円

() 新たに雇用された者のため、非常勤職員等の給与等の取扱いに関する要綱第 5 条の規定により減じられた金額となっている。

【子育て支援課】

(歳入)

監査項目 児童扶養手当給付費負担金

予算額	調定額	収入済額 (9 月末現在)
97,410,000 円	81,240,741 円	54,160,494 円

着眼点 調定額の算定は適正か。また計算に誤りはないか。
調定の時期及び手続きは適正か。

本給付費負担金については、昭和 36 年に「生別母子家庭」に対して社会保障の措置が講じられたのが始まりで、昭和 61 年には母子家庭の生活安定と自立促進を通じて児童の健全な育成を図る福祉制度に改められた。なお、制度発足当初は母子家庭のみの補助であった

が、平成 22 年 8 月より父子家庭の排除の問題を解消するべく改正児童扶養手当法が施行され、父子家庭にも補助が受けられるように改められた。

制度発足当初の負担金補助については、全額国庫負担金であったが、現在は国庫負担 1/3、地方（市町村）負担 2/3 となっており、今年度においての負担金請求等については、下記国庫負担基本額（D）国庫負担所要額（E）等が基礎となっている。

国庫負担金所要額調書

区 分	支払予定額 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差 引 額 (A-B) = (C)	国庫負担基本 額 (C) = (D)	国庫負担所要額 (D) × 1/3 = (E)
児童扶養手 当 給 付 費	円 285,136,000	円 0	円 285,136,000	円 285,136,000	円 95,045,333

所要算定額基礎

(単位:人、円)

区 分	平成 23 年 1 月末日 現 在 数	各 支 払 期 別 支 出 予 定 額						計		
		4 月		8 月		12 月		延月人数	支出予定額	
		延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額			
全部受給者	398	1,592	66,418,240	1,508	62,657,400	1,552	64,485,600	4,652	193,561,240	
一部受給者	202	808	24,775,990	796	23,793,390	800	24,314,380	2,404	72,883,760	
加算額	2子加算	273	1,092	5,460,000	1,030	5,150,000	1,060	5,300,000	3,182	15,910,000
	3子以降加算	85	340	1,020,000	257	771,000	330	990,000	927	2,781,000
合 計			97,674,230		92,371,790		95,089,980		285,136,000	

上記交付申請額（国庫負担基本額(D)・国庫負担所要額(E)）に伴う補助事業経費・負担金は下記のとおり交付決定されている。なお、12月に変更申請を行い、また、年度の支払額が確定した後、清算を行っている。

事業に要する経費（国庫補助基本額）	243,722,223 円
負担金の額（交付決定額）	81,240,741 円
補助率	1/3
各期交付額（3回交付）	27,080,247 円

負担金交付申請書提出日等

給付費交付申請書提出日	平成 23 年 2 月 22 日
交付決定通知及び調定書作成日	平成 23 年 4 月 4 日
第 1 四半期交付請求日	平成 23 年 4 月 4 日
交付金収納日	平成 23 年 4 月 8 日
交付金収入金	27,080,247 円

第2四半期交付請求日	平成23年7月6日
交付金収納日	平成23年7月25日
交付金収入額	27,080,247円

交付申請・請求、交付決定に伴う調定の時期及び収入等手続きについては、いずれも適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 児童扶養手当扶助費

予算額	支出済額(9月末現在)
292,232,000円	190,870,490円

着眼点 支出負担行為は適正に行われているか。
支給金額の算定、方法、時期、手続等は適正か。

児童扶養手当の支給要件は、父母が婚姻を解消した児童(父または母以外の者に養育されている場合も含む)、父(母)の生死が明らかでない児童、父(母)が一定の障害の状態にある児童等である。支給期間は、対象児童が18歳に到達した最初の3月31日(年度末)までであるが、対象児童に障害がある場合は20歳まで支給される。また、父(母)にかわって児童を養育している者で老齢福祉年金以外の公的年金給付等を受けている場合は、申請できない場合もある。手当の額については、前年の所得によって、全部支給、一部支給、全部停止等がある。

平成23年4月以降の支給対象額は、下記のとおりであるが、基本額については物価スライド制が導入されており、今後改定されることもある。

対象児童数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	41,550円	41,540円から9,810円
2人目	5,000円加算	同左
3人目以降	3,000円加算	同左

一部支給は、所得に応じて(対象児童1人の場合)月額41,540円から9,810円の間で10円刻みの額での算定支給となり、受給期間が5年以上や支給開始事由発生から7年を経過する者は、適用除外事由(就業あるいは求職活動などを行っている場合や、求職活動ができない事情がある場合)に該当する者を除いて、手当の一部が支給されなくなる。

支給については、毎年4月・8月・12月の3期で、本人申請によりそれぞれの前月迄の分が支払われるが、毎年8月1日から翌年7月31日までを支給年度として、年単位で手当

の額を決定する。(毎年8月に現況届を提出し、児童の監護状況や前年の所得等を確認した上で、8月分以降の手当の額を決定する)。

児童扶養手当の支払いについては、年3回(4・8・12月)の定時払と随時払(資格喪失・転出等を含む)があり、監査時点での受給者への支払(返還を含む)は下記のとおりであり、支出手続及び決裁行為書、給付申請書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

種 別		受給者人数	延支払額(返還等額)	支払日(収納日)
4月	定 時 払	全 額 402人	65,959,320円	4月11日
		一 部 574人	24,179,590円	
		2子・3子以降 加 算 369人	6,443,000円	
	資格喪失による返還	一 部 1人	102,570円	4月13日
5月 随時	資格喪失による支払	2子加算 1人	46,550円	5月11日
	府外転出による支払	全 額 1人	41,550円	
6月 随時	資格喪失による支払	2子(2ヶ月分)1人	93,100円	6月10日
	府外転出による支払	全額(2ヶ月分)1人	83,100円	
		全額(2子加算)1人	46,550円	
		一 部 1人	34,140円	
		2子(2ヶ月分)2人	132,160円	
資格喪失による返還	2子(4ヶ月分)1人	186,880円	8月10日	
7月 随時	資格喪失による支払	全額(3ヶ月分)2人	124,650円	7月11日
		全額(2ヶ月分)1人	83,100円	
	府外転出による支払	2子(2ヶ月分)1人	93,100円	
		一 部 1人	28,720円	
8月	定 時 払	全 額 400人	64,859,550円	8月11日
		一 部 542人	22,693,020円	
		2子・3子以降 加 算 349人	6,121,000円	
9月 随時	資格喪失による支払	全 額 1人	41,550円	9月9日
		全額(5年適用)1人	24,780円	
	府外転出による支払	一 部 1人	31,410円	
計			190,870,490円	

【健康保険課】

(歳出)

監査項目 ジェネリック医薬品差額通知書作成委託料

予算額	支出済額(9月末現在)
2,558,000 円	0 円

着眼点 委託の内容は適切か。
委託料の支出は適正に行われているか。

本業務は先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合の差額について、被保険者に情報提供することによりジェネリック医薬品の使用率を高め、医療費増加抑制を図ることを目的として実施している。

平成 23 年度については前年度実績(昨年度委託料 1 通 504 円)に基づき委託料で予算計上していたが、大阪府国民健康保険団体連合会の上部団体である国民健康保険中央会がシステムを構築したことにより、大阪府国民健康保険団体連合会でジェネリック医薬品差額通知書作成が可能となり、16 円 80 銭の手数料と郵送料 80 円を加えた 1 通 96 円 80 銭で実施できることから、大阪府国民健康保険団体連合会保険者事務共同電算処理事業規則に基づき依頼、実施することとなった。

また、委託料に代わり手数料・郵送料の支払いが必要となるので、後発医薬品差額通知書作成手数料として対応することとなった。差額通知書送付は 9 月、12 月及び平成 24 年 3 月を予定しており、業務を委託した処理月のみ手数料が発生することから、9 月に送付した 171 件計 2,872 円の支出手続きを 10 月 17 日に行っている。なお、決済行為及び関係書類等を監査した結果いずれも適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 葬祭費

予算額	支出済額(9月末現在)
4,800,000 円	1,880,000 円

着眼点 補助金等の交付時期は妥当であるか
補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおりに履行されているか。

本費用は高石市国民健康保険条例第 7 条に基づき、国民健康保険の被保険者が死亡した時に、その葬祭を行う者に対し葬祭費として 40,000 円を支給するものである。

申請者は現金もしくは口座振替での請求を行い、現金請求の場合、請求日の午後 3 時ま

でに申請すれば即日支給され、口座振替の場合は月末締め翌月 15 日支給となっている。

葬祭費交付に際し適切な申請者であるかを確認するために、国民健康保険葬祭費支給申請・請求書の提出と併せて会葬案内状や埋火葬証明書の写しの添付、身分証明書の提示を求めるなど本人確認を行っている。支払い手続きは、あらかじめ資金前渡により支出したものを健康保険課所有の口座にて保管し、申請の都度、現金等給付している。また、前渡資金は葬祭費出納簿により管理されている。

給付状況は下記のとおりであり、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
現金支給	7	7	8	5	4	7	38
口座振替	1	2	2	0	1	1	7
合計件数	8	9	10	5	5	8	45
支給額計	320,000	360,000	400,000	200,000	200,000	320,000	1,800,000

【保健医療課】

(歳出)

監査項目 子宮頸がん予防ワクチン接種委託料

予算額	支出済額(9月末現在)
50,942,000 円	11,815,167 円

着 眼 点 委託の内容は適切か。
委託料の支出は適正に行われているか。

本業務は、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営について」(平成22年11月26日健発1126第8号厚生労働省健康局長通知)に基づき都道府県に造成されたワクチン接種緊急促進基金を活用し、ヒトパピローマウイルスワクチン等(以下「子宮頸がん予防ワクチン」という。)の接種の促進を図ることを目的とする「高石市子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業実施要綱」による委託業務である。

委託料は平成22年11月26日健発1126第9号厚生労働省健康局長通知のワクチン接種緊急促進基金管理運営要領における基準単価15,939円に係る費用の9割を公費負担とされているが、接種促進を図ることが重要と考え、近隣各市の状況等をふまえ、医師会等と調整し接種一回当たり14,937円(基準単価の93.7%)とし、国が定めた基準単価との差額1,002円については医師会等の負担として契約をしている。

なお、基準単価については4ヶ月毎を目安に改定予定となっているが、平成22年11月26日健発1126第9号厚生労働省健康局長通知以降も同一単価であり、市町村においては当該年度事業開始日における基準単価を通年で適用することとなっているため、平成22年度（平成23年1月26日契約）分と同一単価で契約している。

契約については、国、地方公共団体その他の公法人又は公益法人との契約であり、基準単価が決まっていることにより見積徴取及び予定価格を省略し、また、目的がその性質上競争入札に適さないため随意契約をしている。

対象年齢は13歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までにある女性である。（ただし、例外として22年度において16歳となる日の属する年度の末日までに本事業に基づき接種を受けた者及び接種を受けることが適当でないと言われた者については、17歳となる日の属する年度においても接種を受けることができる。）

また、件数の報告は、翌月10日までに報告されており、接種者及び接種回数等の接種状況については、ログヘルスシステムにより管理されている。

契 約 日	平成 23 年 4 月 1 日
契 約 先	(社) 高石市医師会 (財) 高石市立保健医療センター 高石市立診療センター
契 約 方 法	高石市契約規則第 36 条のただし書きにより見積書の徴取を省略 高石市契約規則第 35 条のただし書きにより予定価格調書を省略 (厚生労働省 (健発 1126 第 9 号) による基準単価) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約
契 約 金 額	1 人 1 接種当たり 14,937 円 (3 回接種が必要)
契約保証金	高石市契約規則第 46 条第 3 号により免除
契 約 期 間	平成 23 年 4 月 1 日より平成 24 年 3 月 31 日まで
支 払 日	請求書を受理した日から 30 日以内

なお、支出手続きについては、請求件数と業務報告による件数を照合のうえ支出されており、決裁行為書、契約書、仕様書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

月	請求件数 (件)			請 求 額 (円)			請求日		支払日	
	医師会	センター	計	医師会	センター	計	医師会	センター	医師会	センター
4 月	76	11	87	1,135,212	164,307	1,299,519	5 月 10 日	5 月 9 日	5 月 23 日	5 月 23 日
5 月	16	1	17	238,992	14,937	253,929	6 月 9 日	6 月 2 日	6 月 23 日	6 月 23 日
6 月	39	2	41	582,543	29,874	612,417	7 月 10 日	7 月 8 日	8 月 3 日	7 月 22 日
7 月	152	14	166	2,270,424	209,118	2,479,542	8 月 22 日	8 月 22 日	9 月 13 日	9 月 2 日
8 月	450	30	480	6,721,650	448,110	7,169,760	9 月 13 日	9 月 7 日	10 月 3 日	9 月 22 日
計	733	58	791	10,948,821	866,346	11,815,167				

(歳出)

監査項目 スマートウエルネスシティ事業負担金

予算額	支出済額(9月末現在)
320,000 円	305,000 円

着 眼 点 負担金の算出は合理的な基準により行われているか。
負担金の支出手続きは適切に行われているか。

スマートウエルネスシティ事業は、第4次総合計画の基本理念の「市民主体のやさしさと活力あふれる“健幸”のまち」により、個々人が健康かつ生き甲斐を持ち、安心安全で豊かな生活を営むことのできる「まちづくり政策」を実現し、市民誰もが参加し、そこで生活すること自体が健康と幸福につながる“健幸”に暮らせる社会を目指すことを目的としている。本市では、市民自ら歩きたくなる道として、南海中央線を健幸ウォーキングロードとして整備することや、科学的根拠に基づき成果の出せる生活習慣病・介護予防の「市民健康づくり教室」を多くの市民を対象に実施することとしている。

この負担金は、上記事業の企画、運営に携わる人材であるウエルネスマネージャー（ウエルネスマネージャー認定試験によりウエルネスマネージャーの資格を有した職員）の育成を目的としたウエルネスマネージメント研修参加及び資格取得のための認定試験等の費用として支出されている。

研修事業者の（株）つくばウエルネスリサーチは、「日本全国を元気にする！」を目標に、住民が健康で元気に暮らせる新しい都市モデル「Smart Wellness City（スマート・ウエルネス・シティ）」構想の推進を行い、科学的根拠に基づくプログラムの提供、人材育成、事業推進支援を通じて、地域の担い手である住民が主体的に健康維持・社会参加できるしくみづくりを支援し、地域の活性化に取り組んでおり、全国50以上の自治体等への実績がある。

研修は第1期、第2期に分かれており第1期研修終了後に一度現場に戻り、研修で学んだことを活用しつつ、あらためて課題を抽出したうえで再び第2期の研修を行い、現場での実践を通して習得し、それを活用できるような構成及び内容となっている。

第1期では講義中心に理解を深めるとともに、グループワークによる課題抽出のためのディスカッションを行い、第2期ではマネジメント能力を養うための、より能動的なカリキュラムを通じて、習得した知識、技術を基にグループ毎に健康増進事業を企画し、目標実現を目指したプレゼンテーションを行い相互に評価をしている。

第2期終了後には、ウエルネスマネージャー資格の認定試験があり、合格者にはウエルネスマネージャー資格が付与され、随時、健康増進・介護予防に関する最新情報が提供されている。次年度より登録料として年間5,000円が必要となる。

また、平成 23 年 9 月 1 日に「スマートウエルネスシティたかいし」基本計画策定に伴う支援業務委託を（株）つくばウエルネスリサーチと随意契約をしている。

研 修 名	第 12 回ウエルネスマネジメント研修
研 修 日	(第 1 期)平成 23 年 7 月 22 日～27 日 (第 2 期)平成 23 年 8 月 26 日～29 日 (ウエルネスマネージャー認定試験)平成 23 年 8 月 29 日
研 修 事 業 者	(株)つくばウエルネスリサーチ ウエルネスマネジメント研修会事務局
研 修 場 所	茨城県つくば市
研修受講料等	300,000 円(受講料) 5,000 円(受験料) 15,000 円(認定登録料) (登録料 15,000 円(初年度年間登録料 5,000 円)を含む)
支 払 日	平成 23 年 7 月 12 日(受講料) 平成 23 年 9 月 9 日(受験料) 平成 23 年 11 月 22 日(認定登録料)

なお、支出手続きについては、決裁行為書、支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

3. 監査委員の質問事項

【社会福祉課】

生活保護費について
セーフティネット事業について
就労支援者住宅手当金について

【子育て支援課】

家庭児童相談員について
ファミリーサポートセンター事業について
保育所の運営について

【高齢介護・障害福祉課】

指定管理者制度について
自立支援給付費について

補助金支給対象授産施設の状況について
介護給付の状況について
ふれあいゾーン複合センターの事業・講座等について
住宅用火災警報器給付事業について

【保健医療課】

財団法人高石市保健医療センターの経営状況及び財政状況について
財団法人高石市保健医療センターの設備器具備品の管理状況について

【健康保険課】

国民健康保険料の収納状況について
滞納者の状況について
短期保険証の発行状況について
戸別訪問徴収の状況について